

地域計画が始まります！

1 「地域計画」の概要

◀ 「地域計画」とは何か？

農業者の高齢化・後継者不足・遊休農地の増加といった地域の「人と農地の問題」を背景に、「人・農地プラン」の取り組みを行ってきましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により令和5年4月から「人・農地プラン」は**法定化**され、「**地域計画**」として、おおむね10年後の農業の将来設計を地域で計画し、その目標を地図で可視化することとなりました。



◀ 地域計画の登載が必要な事業・制度

地域計画の登載が必要な事業と制度は、以下のとおり想定されます。
地域計画は耕作者が対象であり、地権者は事業の概要を把握いただければ問題ありません。



地域計画の登載が必要な事業・制度



- ✓ 国の各種支援事業（例：スーパーL資金金利負担軽減措置 など）
- ✓ 農地中間管理事業による農地の貸し借り
- ✓ 国の新規参入向けの補助事業（例：経営開始資金、経営発展支援事業 など）

◀ 地域計画に登載する項目

- ・ 登載する人（耕作者）の情報【例：経営作目、経営面積、認定就農者等の属性、将来の耕作意向】
 - ・ 登載する農地の情報 【例：所在地、目標地図上の色塗り】
- ※関係機関（裏面参照）以外に、氏名・法人名等は公表しません。

2 横浜市での地域計画に登載する要件

◀ 農地等の要件

- ① 所有地または耕作地（貸借の権利設定地）
- ② 農作業受託地



※地域計画に登載された農地を**農地転用**する場合は、事前に**地域計画の変更**が必要です！

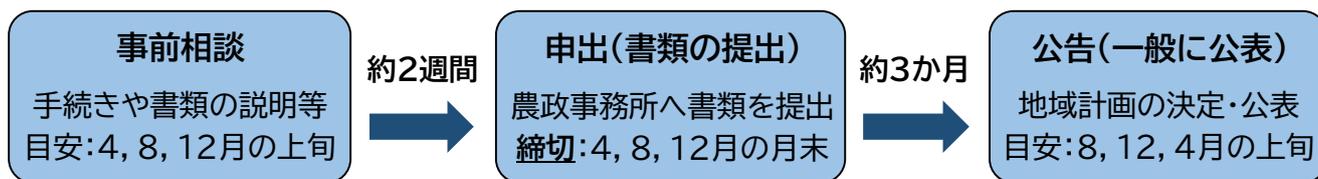
◀ 登載する人（耕作者）の要件

- ① 横浜市内で農業経営を営む者
- ② 横浜市内へ新たに就農した農業参入者等（事前に新規参入の手続きが必要です。）
- ③ その他市長が認めた者（詳しくは農地の所在する農政事務所へお問い合わせください。）



3 登載までのスケジュール(例)

申込から「地域計画」の登載まで3か月以上必要のため、お早めに農政事務所までご相談ください。



4 個人情報の取扱い



目的

地域計画に関する手続きで把握した情報は、以下のために利用させていただきますが、個人情報を公開する範囲は利害関係者に限り必要最小限としています。

(根拠:農業経営基盤強化促進法の基本要綱(令和6年4月1日付け改正時点)第11の7)

- ① 地域の協議の場で横浜市の農業の将来設計(地域計画・目標地図)を計画するとき
- ② 経営農地、将来の意向及び利用状況等を地域計画・目標地図に反映し、希望する関係機関(下記参照)に対して縦覧するとき。また、貸借や売買等の意向は、農地利用調整のために、行政機関、新規就農者、参入企業及び農地中間管理機構へ共有する場合があります。
- ③ 関係機関(下記参照)が補助事業等のために利用する必要最小限の情報を横浜市から提供するとき

対象となる事業の例と関係機関



事業の例

- ・ 地域計画の策定(変更含む)に関する事業
- ・ 地域計画・目標地図に位置付けが要件となる各種補助事業
(例として、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、就農準備資金、経営開始資金(農業次世代人材投資資金)、農地耕作条件改善事業。詳しくは各事業の募集要項や条件等をご確認ください。)

関係機関 (利害関係者)

協議の場の参加者(農業者等)、国、神奈川県、神奈川県地域計画協議会、横浜市、横浜市中央及び南西部農業委員会、横浜農業協同組合、日本政策金融国庫、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、公益社団法人神奈川県農業会議、その他横浜市が必要と認める関係機関

個人情報の取扱いに関する同意

地域計画に関する書類の提出をもって、上記の内容、趣旨を確認し、地域計画に関する手続きで把握した情報を個人情報の保護に関する法律及び各地方公共団体の個人情報保護条例に基づき適正に管理し、地域計画の策定及び実現のために利用すること、提出された書類を元に整理・分析した情報について上記の関係機関に共有することを同意したと判断いたします。

お問い合わせ先

鶴見、神奈川、保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑の各区	:	北部農政事務所	TEL 948-2478
西、中、南、港南、磯子、金沢、戸塚、栄、泉、瀬谷の各区	:	南部農政事務所	TEL 866-8491
地域計画の制度、概要に関すること	:	農政推進課	TEL 671-2726